

中土佐町技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 19 年度 7 月 6 日付け総行給第 61 号総財公第 97 号総務省自治行政局公務員部長及び総務省大臣官房審議官(公営企業担当)通知「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施」を踏まえ、中土佐町技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針を次のとおり策定する。

1 現状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等のデータ及び民間従業員のデータ：
平成 19 年 4 月 1 日現在

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
中土佐町	52.5 歳	13 人	369,900 円	375,784 円	373,015 円	-	-	-	-
うち給食調理員	50.1 歳	8 人	342,100 円	350,388 円	347,163 円	調理師	46.1 歳	223,100 円	157.1%
高知県	52.7 歳	248 人	345,083 円	373,931 円	359,223 円	-	-	-	-
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	320,514 円	320,514 円	-	-	-	-
類似団体	49.4 歳	8 人	302,249 円	325,327 円	319,878 円	-	-	-	-

区分	参 考			C/D
	年収ベースの(試算値)の比較			
	公務員	民間		
	(C)	(D)		
中土佐町	-	-	-	
うち給食調理員	6,297,908 円	3,033,500 円	207.6%	

※「平均給料月額」とは、各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 ※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われるすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 ※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成 16 年～平成 18 年の 3 年平均)
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 年齢別職員数：平成 19 年 4 月 1 日現在

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数：人	0	0	0	0	0	0	0	3	3	2	5	0	13

(3) その他給与に関する事項（給料表、手当、昇給基準等）等

・給料表

国の行政職俸給表(二)を適用

・手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末勤勉手当を該当者に支給

・昇給基準

毎年 4 月 1 日に、1 年間の勤務成績に応じ 4 号給（55 歳以上は、2 号給）を標準として昇給

2 基本的な考え方

今後の見直しに向けた基本的な考え方等

技能労務職員の給与等については、民間給与と比較しながら、その制度・運用の適正化に努める。また、技能労務職員の退職者に対する新規採用については、原則退職不補充とする。

3 具体的な取組内容

取組事項の具体的な内容等

現行の給与制度を継続していくことを基本としながら、人事院または県の人事委員会の勧告に基づいた適正な制度・運用になるよう努める。

また技能労務職員の退職者に対する新規採用については、今後原則行わない。

4 その他

民間委託の推進、事務・事業の見直し等

原則退職不補充により、平成 30 年度当初には技能労務職員が 4 人(予定)となるため、今後技能労務職員を配置する職場について業務内容等の見直しを行うほか、施設の統廃合、また民間委託などを検討していく。